

緊急雇用創出事業(重点分野雇用創出事業)

ペット適正飼養啓発業務

業務報告書

平成26年3月31日

株式会社ムーヴ
代表取締役 江戸 勇雄

エンタテインメント事業部
担当 : 事業部長 高田 賢司

〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町4-5-4
TEL:06-4707-0330
FAX:06-4707-0331
takada@move-grp.co.jp

P1	目次
P2	業務概要
P3	スケジュール
P4	組織体制
P5~P12	【アンケート調査業務】
	P5~P7 アンケート調査製作物
	P5 アンケート用紙
	P6 返信用封筒
	P7 啓発パンフレット
	P8 訪問世帯数集計
	P9 アンケート集計
	P10 アンケート集計(飼い犬)
	P11 アンケート集計(飼い猫)
	P12 実施記録写真
P13~14	【コールセンター業務】
	P13 コールセンター受付内容
	P14 実施記録写真
P15	【スタッフ事前研修】
P16	【ビジネス基礎研修】

事業名称: 緊急雇用創出事業(重点分野雇用創出事業) ペット適正飼養啓発業務

目的: 泉佐野市の全世帯を戸別訪問し、ペット(犬・猫に限る)の適正飼養に関する啓発、並びに飼養頭数等について無記名のアンケート調査を行うことにより、市民意識の向上による環境美化の推進、及び今後の市の動物愛護施策を検討する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とします。

業務スタッフの方には本業務を通じて、社会人として必要なビジネスマナーやスキルを習得していただき、次の就労へつなげていくことを目的とします。

期間: 2014年2月1日(土)～3月31日(火)

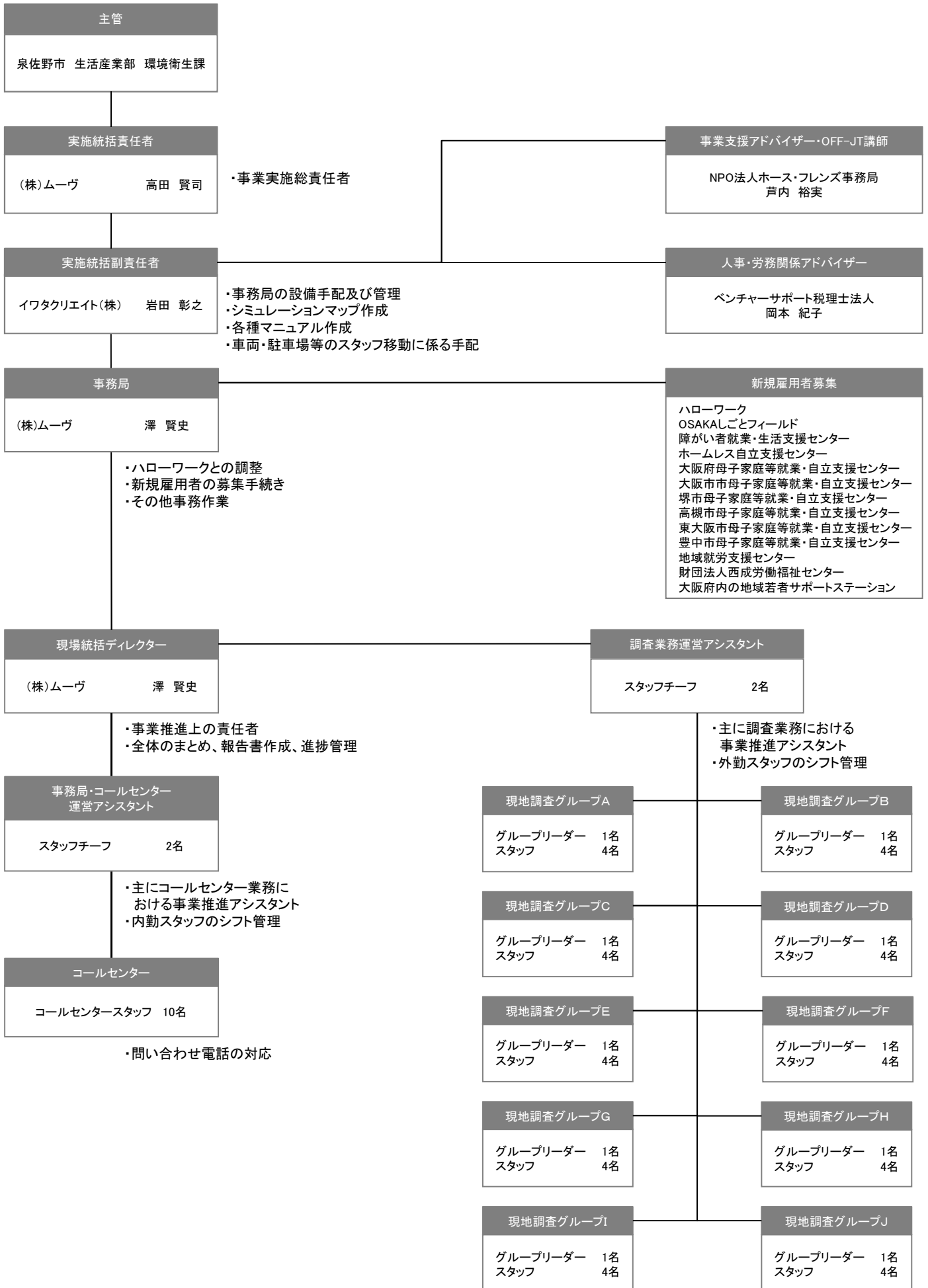
実施時間: AM11時～PM8時 9時間(内1時間休憩／実働8時間)

実施場所: 泉佐野市内 44, 005世帯
事務局 大阪市中央区淡路町4-5-4 京音ビル1階

事業主: 泉佐野市 生活産業部 環境衛生課

事務局: (株)ムーヴ エンタテインメント事業部
〒541-0047
大阪市中央区淡路町4-5-4

実施内容: 泉佐野市内全世帯の戸別訪問及びアンケート調査業務
コールセンター業務



■アンケート用紙(A4モノクロ・片面)

飼い犬・飼い猫についてのアンケート

回答日

2014年

月

日

泉佐野市では、今後、市としての動物愛護管理施策を進めていくうえでの参考にするため、市内で飼われている犬と猫について、「飼い犬・飼い猫アンケート調査事務局」に委託し、戸別訪問による“無記名のアンケート調査”を実施しています。以下のアンケート項目のご回答につきまして、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、再訪問時においてもご不在であった場合は、同封の返信用封筒でのご返送をよろしくお願いいたします。

Q1 あなたの世帯では犬を飼っていますか？

飼っている飼っていない

Q1-2 どんな種類の犬を何匹飼っていますか？

●小型・・・()匹 例：シーザー、柴犬、ミニチュアダックスフント、チワワ、ヨークシャーテリア等

●中型・・・()匹 例：コーギー、ダックスフント、ビーグル、プードル、ブルドック等

●大型・・・()匹 例：ゴールデンレトリバー、シベリアンハスキー、セントバーナード等

Q1-3 家に迎え入れた経路を教えてください。

ペットショップ()匹ペットショップ以外(知人からの譲受含む)()匹

Q1-4 室内飼いですか？

完全室内飼い()匹室外(散歩含む)()匹

Q1-5 狂犬病予防法により、市保健センターへの登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられていることを知っていますか？

どちらも知っている登録のみ知っている予防注射のみ知っているどちらも知らない

Q1-6 登録と年に1回の狂犬病予防注射をしていますか？

どちらもしている登録のみしている予防注射のみしているどちらもしていない

Q2 あなたの世帯では猫を飼っていますか？

飼っている飼っていない

Q2-2 何匹飼っていますか？

1匹2匹3匹4匹5匹 ()匹

Q2-3 家に迎え入れた経路を教えてください。

ペットショップ()匹ペットショップ以外(知人からの譲受含む)()匹

Q2-4 室内飼いですか？

完全室内飼い()匹室外(散歩含む)()匹

ご協力ありがとうございました。

泉佐野市生活産業部環境衛生課



このアンケートへのお問い合わせ先

飼い犬・飼い猫アンケート調査事務局

TEL06-6205-8600

処理欄

■返信用封筒(2回目訪問不在時)

 <p>料金受取人払郵便 大阪東局 承認 5439</p>	<table border="1"><tr><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>8</td><td>7</td><td>9</td><td>0</td></tr></table> <p>474</p>	5	4	1	8	7	9	0
5	4	1	8	7	9	0		
<p>差出有効期間 平成26年3月 31日まで (切手不要)</p>	<p>株式会社ムーヴ内 飼い犬・飼い猫アンケート事務局 行</p>	<p>大阪市中央区淡路町四一五一四</p>						
								

■啓発パンフレット表面 (A3カラー・両面二つ折り)

犬や猫などに関するお問い合わせ先

※平成26年1月1日現在のお問い合わせ先であり、変更される場合があります。

① 犬に関する相談

狂犬病予防法の施行に関すること (飼い犬登録を除く)	泉佐野保健所 (TEL: 072-464-9688)
適正飼養に関すること	または 大阪府食の安全推進課流通監視グループ (TEL: 06-6944-6319)
引取りに関すること	
所有者不明の負傷した犬に関すること	泉佐野市健康福祉部保健センター (TEL: 072-463-6001)

② 猫に関する相談

引取りに関すること	犬・猫の相談室泉佐野分室 (TEL: 072-464-9777) または大阪府食の安全推進課流通監視グループ (TEL: 06-6944-6319)
所有者不明の負傷した猫に関すること	
譲渡に関すること	大阪府動物愛護推進課動物愛護グループ (TEL: 06-6210-9615)

③ 死亡した動物の火葬等について

飼い主のある動物 ※狂犬病予防法に基づく登録済の飼い犬が死亡したときは、保険センターにも連絡してください。(TEL: 072-463-6001)	お問い合わせのうえ直接市営火葬場に持ち込んでください。 場所: 泉佐野市松風台1丁目1832番地 (TEL: 072-462-0090) 受付時間: 9:00~17:00 (1月1日・2日を除く) 費用: 1体2,000円 ※収骨不可。動物遺骨葬を設置しています。
飼い主のない動物	泉佐野市生活産業部環境衛生課 (TEL: 072-463-1212)

④ 市内の動物病院

病院の名称	郵便番号	住所	電話
あすなる動物病院	598-0043	泉佐野市大西 1-7-1	072-462-7774
アトム動物病院	598-0004	泉佐野市市場南 2-504-10	072-463-5919
岡本獣医療病院	598-0072	泉佐野市泉ヶ丘 4-5-1	072-462-1707
じよの動物病院	598-0046	泉佐野市羽倉崎 2-5-1TRビル1F	072-490-3355
フレンド動物病院	598-0000	泉佐野市 6832-3	072-463-0366
矢野動物病院	598-0001	泉佐野市上瓦屋 81-2	072-462-2511

※上記の動物病院は、平成25年度犬猫乳及び狂犬病予防法対策交付事務委託契約受託者です。

犬や猫の飼い主の皆様へ!

泉佐野市 知らず知らずのうちに、まわりの人に迷惑をかけていませんか?

「フンの始末をしているかな?」

フンの始末は、飼い主としての最低限のマナーです。

身近な生活環境を守るため、飼い主一人ひとりがマナーを守りましょう。

「鳴き声で近所に迷惑をかけていないかな?」

道路に面したところで飼うと、通行人や来客を驚かし、犬にいつも不安感を与えてしまうこととなります。

「番犬なの」という面もあると思いますが、今一度、飼養場所を考えてみてはいかがでしょうか。

イヌナギン
©ゆでたまご/泉佐野市

「放し飼いをしていないかな?」

犬は、法律や条例で放し飼いをしてはいけないと決められています。

なぜか? 人に危害を加える危険性があるからです。また、フンや尿をしっばなしにするからです。

「猫は、できるだけ屋内で飼うようにしましょう!」

疾病感染や交通事故から守ることもつながります。また、フンや尿で周辺に迷惑をかけることもあります。

フンの放置は市条例違反です!

① イエローカード作製について

市では、定期的に市内を巡回し、放置フンを見つけた場合は、併せてイエローカード(左図)を設置しています。

放置した飼い主がこれに気付く、次の散歩のときに持ち帰ってくれることを期待しています。

フンは可燃ごみとして出すことができますので必ず持ち帰りましょう。

② 過料徴収について

犬などの愛玩動物のフンの放置は、市「環境美化推進条例」違反です。

違反者は、5,000円の過料処分を受けることがあります。

③ 啓発ポスターの提供について

市では、ご自宅周辺の放置フンにお困りの方に、啓発ポスター(左図)を提供しています。

ご希望の方は、まずはお電話で環境衛生課にお問い合わせください。(掲示場所によっては、許可者の許可が必要な場合もあります。)

お問い合わせ先
泉佐野市飼い犬・飼い猫アンケート事務局 TEL: 06-6205-8600 (3月31日まで)
〒541-0047 大阪府中央区浪路町4-5-4 京音ビル
泉佐野市 生活産業部 環境衛生課 / TEL: 072-463-1212

■啓発パンフレット中面

飼い犬登録と狂犬病予防注射について

生後91日以上の犬を飼う場合は、生後一度の登録と毎年一回の狂犬病予防注射が義務づけられています!

登録、予防注射を行うと、鑑札と注射済票をお渡しします。飼い犬の首輪などにつけるようにしましょう!

① 飼い犬の新規登録について

犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に、保健センターまで申請にお越しください。

登録手数料など詳しくは保健センターにお問い合わせください。

② 登録内容の変更届、死亡届について

所有者の住所・氏名などに変更があった場合や飼い犬が死亡した場合は保健センターまでご連絡ください。

保健センター/〒598-0002 泉佐野市中庄1102 TEL: 072-463-6001

③ 狂犬病予防注射について

近隣の諸外国では狂犬病が発生しており、いつ日本に侵入するかわかりません。

毎年1回、必ず受けなければなりません。

【対象】生後91日以上の犬

【集合注射】毎年4月に実施(有料)、日程・会場・費用については保健センターにお問い合わせください。

【個別注射】裏面に記載の各動物病院でできます。料金は、各動物病院でおたずねください。

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」について

① 動物を飼養するときに、飼い主が守らなければならないこと

飼養している動物が、他人を傷つけたり、財産に被害を加えたりしないようにしましょう!

飼養している動物によって起こりうる感染症について、正しい知識を持とう!

飼養している動物の所有者がすぐわかるようにしましょう!

動物が逃げないようにしましょう。

動物を散歩に連れて出るときなど、必ずフンで散歩させましょう。また、フンの始末は必ずしましょう。

飼養場所を常に清潔にし、臭いや羽毛、鳴き声で近隣に迷惑をかけるないようにしましょう。

むやみに繁殖させないようにしましょう。

動物を清潔に保ち、口移しによるエサやりなどをしないようにしましょう。

動物を触った後は、必ず手洗いをしましょう。

動物のエサの食べ方・排泄などの様子をいつも観察しましょう。

飼主に限らず、動物に関わる人が「絶対してはいけないこと」があります!

動物を捨ててはいけません。

法律には、動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(終生飼養)が明記されています。

愛玩動物をみだりに殺傷・遺棄・虐待することは犯罪です。

- みだりな殺傷・・・200万円以下の罰金等
- 遺棄・・・100万円以下の罰金
- 虐待・・・100万円以下の罰金

犬の特別住民認定書について

泉佐野市内で狂犬病予防法に基づく犬の登録を行っている飼い主で希望される方に対し発行する犬の写真正の飼い主のカードです。

犬の名前、性別、生年月日、住所、飼い主氏名、犬の種類、犬の登録番号、狂犬病予防注射の記録などを記載しています。

「犬の特別住民認定書」を無料で発行しています。

① 申請手続き

保健センターまでお越しください。

※郵便での申請はできません。

※申請当日のお渡しはできませんのでご了承ください。

※手続きに犬を同行させる必要はありません。

② 申請に必要なもの

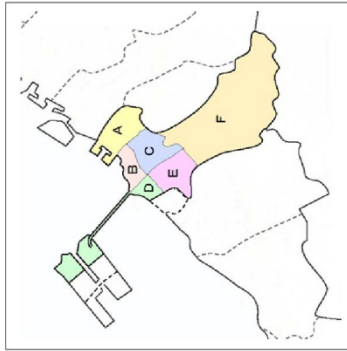
犬の写真1枚(3.5×3.0cm)。

申請書はホームページからダウンロードできます。



■訪問対象世帯数	44,005世帯
調査実施世帯数(啓発パンフレット、返信用封筒投函世帯を含む)	37,154世帯
未調査世帯数(飼養禁止の集合住宅等)	6,851世帯
■アンケート回収数	20,528世帯
直接回収数	15,792世帯
返送回収数	4,736世帯
■アンケートを回収できなかった数	23,477世帯
返送頂けなかった数	16,626世帯
未調査の数	6,851世帯
	<主な理由>
	・犬税導入に反対しており、それに関係することには協力したくない。
	・せっかく休日を邪魔しないでほしい。
	・税金の無駄使いでは？
	・飼養禁止の集合住宅のため。
	等
■啓発パンフレット配布数	合 計 40,154枚
	調査業務 37,154枚
	配布業務 3,000枚
	※3月16日～3月30日に市内主要駅前にて パンフレットの配布を行いました。
■啓発パンフレット街頭配布	実施期間 3月16日(日)～3月30日(日)
	実施場所 南海電鉄 泉佐野駅前 1200枚
	羽倉崎駅前 800枚
	鶴原駅前 400枚
	井原里駅前 400枚
	JR阪和線 日根野駅前 200枚
■返信用封筒投函数	21,362通
	※集合住宅での配布の際、管理人に相当数を預けた例もあるため、正確な投函数ではございません。
回収数	4,736通
未回収数	16,626通
■1回目訪問期間	2月3日(月)～2月28日(金)
■2回目訪問期間	2月26日(水)～3月15日(土)

○ ペット通正同業啓発業務 業務報告書概要



エリア	町名	アンケート				アンケート上の飼養犬数(匹)		狂犬病予防法登録(125年度末時点)	
		調査対象世帯数	調査実施世帯数	回収世帯数	回収率ウ/ア	回収できなかった世帯数	回収された世帯数	登録世帯数	登録犬数(匹)
A	泉ヶ丘、鶴原、下五屋、上五屋、佐野台、東佐野台、南泉ヶ丘、住吉町	10,704	8,773	5,402	50.5%	5,302	1,110	947	1,121
B	新町、春日町、堀町、本町、赤野町、野出町、西本町、松大宮町、泉町、若宮町、大宮、新旗町、りんくう往菜北	6,208	5,021	2,954	47.6%	3,254	484	511	694
C	上町、市場町、高松町、中町、菱町、中庄、松風台	9,559	8,180	4,252	44.5%	5,307	914	915	1,120
D	松原、羽倉崎、りんくう往菜南、泉洲空港北	2,918	1,970	879	30.1%	2,039	143	211	274
E	東羽倉崎町、羽倉崎上町、長瀬、南中安松、新安松、南中回本、南中壱井	7,316	6,570	3,788	51.8%	3,528	635	771	953
F	日根野、鶴屋、上之郷、土丸、大木、大口新田	7,300	6,640	3,253	44.6%	4,047	888	876	1,070
	計	44,005	37,154	20,528	46.6%	23,477	4,174	4,231	5,232

1/7 84.4%

エリア	Q1 飼い犬について (単位:世帯)				Q1-2 飼っている犬種と数 (単位:匹)				Q1-3 家に迎えた経路 (単位:匹)				Q1-4 室内飼いかどうか (単位:匹)				Q1-5 登録と予防注射の認知度 (単位:世帯)				Q1-6 登録と予防注射の実行度 (単位:世帯)							
	飼っている	飼っていない	小計	記載なし	小型犬	中型犬	大型犬	小計	ペットショップ以外	ペットショップ	小計	記載なし	完全室内	室外	小計	どちらも知らない	登録のみ	予防注射のみ	どちらもしない	登録なし	記載なし	小計	どちらもしない	登録のみ	予防注射のみ	どちらもしない	登録なし	記載なし
A	936	4,466	5,402	0	830	206	74	1,110	566	503	21	1,110	760	342	8	1,110	774	45	60	42	15	936	807	14	44	54	17	936
B	370	2,584	2,954	0	484	267	198	484	267	198	19	484	337	123	24	484	337	2	10	11	10	370	299	8	23	28	12	370
C	706	3,546	4,252	2	914	494	383	27	914	383	27	914	607	297	10	914	637	2	18	26	23	706	602	6	27	46	25	706
D	117	762	879	0	34	98	34	143	94	44	5	143	106	33	4	143	106	0	9	2	0	117	96	3	11	7	0	117
E	502	3,286	3,788	0	442	146	47	635	333	272	30	635	426	186	23	635	451	7	11	20	13	502	412	8	17	44	21	502
F	701	2,552	3,253	0	561	263	64	888	413	425	50	888	489	363	36	888	646	4	11	24	16	701	590	8	23	62	18	701
	3,332	17,196	20,528	2	4,174	2,187	1,835	152	4,174	2,187	152	4,174	2,725	1,344	105	4,174	2,951	60	119	125	77	3,332	2,806	47	145	241	93	3,332
	16.2%	83.8%	100%	0.0%	67.6%	25.0%	7.4%	100%	52.4%	44.0%	3.6%	100%	65.3%	32.2%	2.5%	100%	88.6%	1.8%	3.6%	3.8%	2.3%	100%	84.2%	1.4%	4.4%	7.2%	2.8%	100%

エリア	Q2 飼い猫について (単位:世帯)				Q2-2 飼っている猫種と数 (単位:匹)				Q2-3 家に迎えた経路 (単位:匹)				Q2-4 室内飼いかどうか (単位:匹)			
	飼っている	飼っていない	小計	記載なし	匹数	ペットショップ以外	ペットショップ	小計	記載なし	完全室内	室外	小計	記載なし	完全室内	室外	小計
A	274	5,128	5,402	0	447	77	358	12	447	383	50	14	447	383	50	14
B	144	2,810	2,954	0	269	33	228	8	269	228	35	6	269	228	35	6
C	232	4,020	4,252	0	364	57	299	8	364	310	35	19	364	310	35	19
D	76	803	879	0	114	57	56	1	114	96	18	0	114	96	18	0
E	153	3,635	3,788	0	261	30	212	19	261	221	24	16	261	221	24	16
F	206	3,047	3,253	0	374	46	315	13	374	256	81	37	374	256	81	37
	1,085	19,443	20,528	0	1,829	300	1,468	61	1,829	1,494	243	92	1,829	1,494	243	92
	5.3%	94.7%	100%	0.0%	67.6%	25.0%	7.4%	100%	52.4%	44.0%	3.6%	100%	65.3%	32.2%	2.5%	100%

Q1-あなたの世帯では犬を飼っていますか？

飼っている	3,332	16.2%
飼っていない	17,196	83.8%

Q1-2どんな種類の犬を飼っていますか

匹数	1匹	2匹	3匹	4匹	5匹	6匹	7匹	8匹	9匹	10匹	11匹	12匹	13匹	14匹	15匹	16匹	17匹	18匹	19匹	20匹	21匹	22匹	23匹	24匹	25匹	26匹	27匹	28匹	29匹	30匹	31匹	匹数計		
小型	1,725	306	50	17	18	3	2	6	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,820	
計	1,725	612	150	68	90	18	14	48	0	40	11	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,043	
中型	804	61	28	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309
大型	804	122	84	12	5	6	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	265	14	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
合計匹数																															4,174			

Q1-3寝に迎え入れた経緯を教えてください

匹数	1匹	2匹	3匹	4匹	5匹	6匹	7匹	8匹	9匹	10匹	11匹	12匹	13匹	14匹	15匹	16匹	17匹	18匹	19匹	20匹	21匹	22匹	23匹	24匹	25匹	26匹	27匹	28匹	29匹	30匹	31匹	匹数計		
ペットショップ	1,501	217	42	13	9	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,187	
計	1,501	424	126	52	45	6	7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
ペットショップ以外	1,183	165	42	6	10	3	1	4	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152
計	1,183	330	126	24	50	18	7	32	0	40	11	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,174
合計匹数																															4,174			

Q1-4室内飼いですか？

匹数	1匹	2匹	3匹	4匹	5匹	6匹	7匹	8匹	9匹	10匹	11匹	12匹	13匹	14匹	15匹	16匹	17匹	18匹	19匹	20匹	21匹	22匹	23匹	24匹	25匹	26匹	27匹	28匹	29匹	30匹	31匹	匹数計		
完全室内飼い	1,722	276	64	16	15	2	0	6	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,725	
計	1,722	552	192	64	75	12	0	48	9	40	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,344
室外	952	122	21	5	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105
計	952	244	63	20	25	12	14	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105
合計匹数																															4,174			

Q1-5狂犬病予防法により市保健センターへの登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられていることを知っていますか？

どちらも知っている	2,951	88.6%
登録のみ知っている	60	1.8%
予防注射のみ知っている	119	3.6%
どちらとも知らない	125	3.8%
無回答	77	2.3%

Q1-6登録と年に1回の狂犬病予防注射をしていますか？

どちらもしている	2,806	84.2%
登録のみしている	47	1.4%
予防注射のみしている	145	4.4%
どちらともしていない	241	7.2%
無回答	93	2.8%

■アンケート調査実施風景(戸建て住宅)



■アンケート調査実施風景(集合住宅)



- 受付期間 2月3日(月)～3月31日(月) 11:00～20:00
※上記以外の時間は携帯電話への転送で対応
- 受付体制 合計 10名 5名/日以上で対応
- 受付回数 135回

■ 主な受付内容

《本アンケートについて》

- ・犬の登録に関するアンケートは市で調べれば判るのではないか？
- ・ペット不可のマンションなのに何故アンケートをするのか？
- ・何を目的とした調査か？税金を取るためか？
- ・税金の無駄遣い。
- ・町内会に周知したのか？
- ・このチラシの文面だとまるで犬を飼育している全員がフンの処理を怠っているように見える。これは愛犬家を侮辱している。

《フンの被害について》

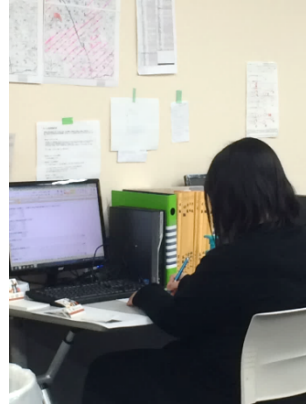
- ・フンだけでなく、小便も困る。特に夏場が臭う。
- ・罰金以外のやり方があるのではないか？
- ・フンのパトロール時間はランダムにしないと、その時間帯を避けるだけなので意味がない。
- ・フン放置の罰金を増やすべきだ。
- ・野良猫か飼い猫かは判らないがフンが多い。
- ・イエローカードが風で飛ばされて田んぼに入ったりするので対処して欲しい。
- ・ちゃんとフンの処理をしているのにパトロールの方に後ろをついて来られた。ルールを守っている飼い主までもが監視されるようなシステムはおかしい。

《野良犬・野良猫について》

- ・野良猫に餌を与える人がいるので住み着いてしまう。
- ・捕まえた野良猫を引き取るなどの対応をして欲しい。
- ・池付近の野良猫が多くて困る。
- ・空き地で捨て猫を見かける。
- ・野良猫が敷地に入ってきて困る。
- ・ゴミ出しの時間を守らない人がいて、それを猫が漁って困る。
- ・酢酸などを撒いておくと犬、猫が近寄らなくなるので、対策用に配布して欲しい。

《その他》

- ・隣の家の犬がうるさい。
- ・近所の犬や猫の飼育が悪く困っている。
- ・ちゃんとルールを守って飼育すべき。
- ・一部のマナーの悪い人のせいで、ちゃんと飼っていても白い目で見られることがあるので困る。
- ・公園に犬を入れないで欲しい。
- ・近隣のお宅へのペットに対するクレームを市から直接言ってもらえないか。



日時 : 2014年2月1日(土) 11:00~20:00
※一部スタッフはスケジュールの都合上、2月2日(日)に事務局にて実施

参加人数 : 62名+15名(事務局スタッフ) 合計 77名

研修内容 : 本事業概要説明
アンケート調査方法説明
＜分化会＞
・リーダー業務
調査業務の進め方
スタッフ管理(集合・解散・休憩等)について
車両移動について
経費精算について

・アンケート調査業務
調査業務の詳細について

・コールセンター業務
コールセンター設置の意義
想定される問い合わせ内容について

ビジネスマナー研修
エチケット・マナー・ルールの違い
ビジネスマナーとは・・・
身だしなみについて
挨拶・お辞儀
敬語
ビジネスでの話し方
報告・連絡・相談
電話対応について
かけ方・受け方
取り次ぎ方
問合せ対応
クレーム対応の例

※ビジネスマナー研修については、2月1日は基礎知識のみ行い、その後は実地研修としてスタッフチーフが調査期間中に現場にて指導を行いました。

事前研修風景



- 日時 : 2014年3月21日(金・祝)・22日(土) 11:00~20:00
- 講師 : 枚方若者サポートステーション 酒井 信弘氏
- 参加人数 : 61名+15名(事務局スタッフ) 合計 76名
- 研修内容 : **コンプライアンス(法令遵守)**
企業活動とコンプライアンスとは
- 最近の不正事件
STAP細胞、東芝技術流出事件、ハローワーク個人情報流出
- 企業活動での法令遵守の必要性
- 企業活動に必要な法律
特許法、著作権法、製造物責任法、下請法、労働者派遣法、職業安定法
不正競争防止法刑法、独占禁止用、関税法、外為法、個人情報保護法
民法、ロース、リーチ、廃掃法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法
労働基準法、公益通報者保護法
- 個人情報保護について
個人情報の大切さ、企業が扱う個人情報
個人情報の適正な取り扱い
推進体制・文書体制
- 労働安全、労働関連知識
- 人権擁護、訪問マナー
- 就職活動の方法
働くことを考える
どんな働き方があるのか
雇用形態、雇用契約書、社会保険、賃金
就職までの準備
就活の流れ、履歴書、職務経歴書
面接対策
就職活動に役立つビジネスマナー
第1印象と身だしなみ、あいさつ、言葉使いの基本、電話対応
報告・連絡・相談、会社勤めの基本

ビジネス基礎研修風景

